十九　八七

初利発発
期　　行　行
利　　価　格
子　率　額　日

平成二十四年六月十五日
額面金額百円につき百円
〇・一〇パーセント
平成二十四年十二月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.10}{100}\times\frac{1}{2}$

十一　後第二の利期子以

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、その日以前六月間に属するいて、その日を支払期とし、各支払期において準用する同条第七項の規定により公表する。

平成二十四年七月五日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　小宮山洋子
環境大臣　細野豪志

○環境省告示第百三号

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第七条第八項において準用する同条第四項の規定に基づき、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針（平成十六年九月文部科学省環境省告示第一号）を次のように変更したので、同条第八項において準用する同条第七項の規定により公表する。

平成二十四年七月五日

環境大臣　細野豪志

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針

はじめに

私たち人間は、一つの生物種として、この地球上の他の生物と同様に、地球全体の環境の一部を形成しています。つまり、人間と他の生物は運命共同体とも言える関係をなしており、お互いに尊い「いのち」を持つ存在として、尊重し合うべきものです。私たちが生態系の中で生きていることを理解することは、生物の、そして人間のいのちを尊ぶ心を育むことにもつながります。

私たちは、化石燃料をはじめとした、地球上の様々なものや資源を利用して、地球環境に負荷をかけながら生きています。そして、世界中の経済が相互に密接な関係を有している現在、私たちの行動が地球環境に影響を与え、また、地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与えており、日本にいながら、世界の様々な場所で発生している環境問題とは無縁ではいられなくなっています。

このため、私たちは「地球市民」として環境問題に取り組むことが求められています。

改正前の基本方針が制定された後、我が国の環境問題について様々な動きがありました。地球温暖化問題については、2005年（平成17年）に京都議定書が発効し、また、2020年以降の将来枠組みの構築に向けて、2011年（平成23年）の国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（ＣＯＰ17）において道筋が示される等大きな前進を得ました。我が国は、長期目標として2050年までに80％の温室効果ガスの排出削減を目指し、中期目標として2020年までに1990年比で25％の排出削減をすることとしています。

また、生物多様性については、2008年（平成20年）に生物多様性基本法が制定され、2010年（平成22年）に生物多様性国家戦略2010が策定されました。同年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（ＣＯＰ10）では、2011年以降の新たな世界目標である「愛知目標」が採択されたほか、条約制定時以来の懸案であった遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書も採択されました。一方、近年、ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣による、生態系被害、生活環境被害、農林水産業被害が深刻化しており、また、国外や国内の他地域から侵入した外来種が、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっています。こうしたことを受けて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律が2004年（平成16年）に制定され、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が2006年（平成18年）に改正されるとともに、2007年（平成19年）には鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が制定（2012年に一部改正）されるなどしました。

さらに、従来の大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄による経済社会活動は、廃棄物の増加を招き、健全な物質循環を阻害しています。2000年（平成12年）に制定された循環型社会形成推進基本法の規定により、2008年（平成20年）に策定された第二次循環型社会形成推進基本計画に基づいて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組を進めています。

十六五四三二　　の中途換金の取扱い

十五年六月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十五年六月十五日から平成二十五年十二月十五日までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$×２－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額が零とする（次号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.10}{100}\times\frac{\text{初期利子支払期の６ヵ月前の日から発行日まで}\text{の日数}}{365}$

㈡　平成二十五年十二月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{80}{100}\times２$

十七　の中途換金特例

十八　元利金支払場所

日本銀行

十一　償還期限

平成二十七年六月十五日

十二　償還金額

額面金額百円につき百円

十三　払込期日

平成二十四年六月十五日

十四　払込場所

日本銀行の本店又は支店

十五　中途換金の買取りは、平成二十

第二十一条の四第一項に規定する受入経過利子を支払う。

㈠　平成二十五年六月十五日から平成二十五年十二月十五日までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{80}{100}\times２$－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十五年十二月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額

十八　元利金支払場所

日本銀行

十七　の中途換金特例

第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の指定都市にあっては当該指定都市の区域（特別区を含み、第十九条第一項の指定都市にあっては当該指定都市の区域とする。）において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害（以下この号において「災害」という。）が発生し、当該災害にかかった被相続人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十四年十二月十五日から平成二十五年六月十五日までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十四年十二月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

額面金額×$\frac{0.10}{100}\times\frac{\text{初期利子支払期の６ヵ月前の日から発行日まで}\text{の日数}}{365}$

㈡　平成二十五年十二月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{80}{100}\times２$

十一　後第二の利期子以

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において準用する同条第七項の規定により算出した金額を支払う。

㈠　平成二十五年六月十五日から平成二十五年十二月十五日までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{80}{100}\times２$－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額が零とする（次号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.10}{100}\times\frac{1}{2}$

十二　償還期限

平成二十七年六月十五日

十三　償還金額

額面金額百円につき百円

十四　払込期日

平成二十四年六月十五日

十五　払込場所

日本銀行の本店又は支店

十六　中途換金の買取りは、平成二十五年六月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十五年六月十五日から平成二十五年十二月十五日までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{80}{100}\times２$－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額が零とする（次号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.10}{100}\times\frac{\text{初期利子支払期の６ヵ月前の日から発行日まで}\text{の日数}}{365}$

㈡　平成二十五年十二月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{80}{100}\times２$

十七　の中途換金特例

第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の指定都市にあっては当該指定都市の区域（特別区を含み、第十九条第一項の指定都市にあっては当該指定都市の区域とする。）において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害（以下この号において「災害」という。）が発生し、当該災害にかかった被相続人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十四年十二月十五日から平成二十五年六月十五日までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十五年六月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

（以下、次号及び第十二号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.10}{100}\times\frac{1}{2}$

十一　後第二の利期子以

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において準用する同条第七項の規定により算出した金額を支払う。

㈠　平成二十五年六月十五日から平成二十五年十二月十五日までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{80}{100}\times２$－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額が零とする（次号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.10}{100}\times\frac{1}{2}$

十二　償還期限

平成二十七年六月十五日

十三　償還金額

額面金額百円につき百円

十四　払込期日

平成二十四年六月十五日

十五　払込場所

日本銀行の本店又は支店

十六　中途換金の買取りは、平成二十五年六月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十五年六月十五日から平成二十五年十二月十五日までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{80}{100}\times２$－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額が零とする（次号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.10}{100}\times\frac{\text{初期利子支払期の６ヵ月前の日から発行日まで}\text{の日数}}{365}$

㈡　平成二十五年十二月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{80}{100}\times２$

十七　の中途換金特例

第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の指定都市にあっては当該指定都市の区域（特別区を含み、第十九条第一項の指定都市にあっては当該指定都市の区域とする。）において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害（以下この号において「災害」という。）が発生し、当該災害にかかった被相続人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十四年十二月十五日から平成二十五年六月十五日までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十五年六月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

（以下、次号及び第十二号において同じ。）。